

貴自治体名 豊田市懇談日時 10月 21日(火) 午前 10時 00分～ 11時 30分懇談会場 南 52 会議室 (南庁舎5階) ※会場が確定している場合はご記入ください。**2014年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート****[1]1. 税の滞納について** 担当課(納税課)電話(34-6619)FAX(31-4489)

- ①滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない
- ②滞納者の件数(27,450)件
- ③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2013年度)
- 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件
- 2)換価の猶予の適用件数(1)件
- 3)滞納処分の停止の適用件数(2,872)件
- ④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年4月1日現在)(—)件
- ⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

(該当なし)

- ⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか
()引き継ぐ ()引き継がない (該当なし)

[2]1. 生活保護 担当課(生活福祉課)電話(34-6635)FAX(34-6798)

- ①生活保護の申請件数とその保護件数について
2013年度相談件数 (1,509)件、申請件数 (346)件、そのうち保護開始件数 (322)件
- ②2014年4月1日時点の受給世帯数と人数 (1,613)世帯 (2,360)人
- ③生活保護基準引き下げに伴い連動する制度について、該当するものに○印をし、人数をご記入ください

	制 度	人 数
	介護保険料	人
	高額介護サービス費利用負担上限額	人
	自立支援医療の負担上限	人
	障害福祉サービスの負担上限	人
	医療保険の自己負担限度額	人
	保育料	人
	特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	人
	児童入所施設措置の徴収金	人
	小児慢性特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	人
	地方税の費課税基準	
	国民健康保険の保険料(税)	
	国民健康保険の一部負担金の減免基準	
	生活福祉資金の貸付対象基準	
	基準最低賃金	
	その他(下欄に具体的にご記入ください)	
	(該当なし)	

※以下は市のみお答えください

- ④生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規 職員数	生保担当の 平均在任年数	非正規 職員数	世帯数	人数
2013年4月1日現在	19 人	2 年 0 カ月	0 人	87 世帯	132 人
2014年4月1日現在	19 人	2 年 1 カ月	0 人	85 世帯	124 人

- ⑤生活保護窓口等への警察官OBの配置について
警察官OBの配置ありますか (○)ある ()ない

「ある」場合 配置している人数(3)人 ※今年度の人数をご記入ください
配置を開始した年月(平成 15)年(4)月
その職員が担当している業務(危機管理対策(窓口対応、家庭訪問随行)など)
「ない」場合 今後の計画は()ない ()ある ()検討中
計画が「ある」場合の配置予定時期と人数(年 月)()人

⑥生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけてください。

()自立相談支援事業 ()住宅確保給付金の支給 ()就労準備支援事業
()一時生活支援事業 ()家計相談支援事業 ()学習支援事業
()その他(記述:) (該当なし)

2)運営形態について ()直営 ()委託 → 委託先() (該当なし)

3)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 ()カ所 (該当なし)

2. 介護保険及び高齢者福祉施策

担当課(介護保険課)電話(34-6634)FAX(34-6793)

①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

()ない (○)ある → 実施年月(平成 12 年 10 月)2013年度実績(18)件(273,029)円

②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

()ない (○)ある → 実施年月(平成 21 年 4 月)2013年度実績(888)件(1,570,387)円

③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (876)人(2014年3月現在)

④介護給付費準備基金について

2012年度末の残高(884,259)千円

2013年度末の残高(910,680)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入

担当課(地域福祉課)電話(34-6984)FAX(34-6793)

⑤地域包括支援センター設置数(25)箇所 直営(0)箇所、委託(25)箇所

職員配置人数(91)人 正職員(83)人、非正規職員(8)人

担当課(介護保険課)電話(34-6634)FAX(34-6793)

⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している → 実施年月日(平成 21 年 4 月 1 日) 2013年度実績(541)件

()検討中である ()実施の予定がない

⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している → 実施年月日(平成 19 年 4 月 1 日) 2013年度実績(1,556)件

()検討中である ()実施の予定がない

⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している → 実施年月日(平成 12 年 4 月 1 日) 2013年度実績(14)件

()検討中である ()実施の予定がない

担当課(地域福祉課)電話(34-6984)FAX(34-6793)

⑨配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	週7回以内 昼食または夕食
	1日平均利用者数(2013年度)	総延べ食事数(307,709)食÷年間配食日数(365)日 =1日当たり平均(843)食
	1食あたりの助成額	地区により 300・380・470・500・690・730 円
	1食あたりの利用者負担額	300 円
会食方式	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	※社会福祉協議会の「ふれあいサービス事業への支援」
	月平均利用者数(2013年度)	として実施

	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

担当課(清掃業務課)電話(71-3003)FAX(71-3000)

⑩独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
対象事業の名称	豊田市ふれあい収集
対象者の要件	親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、独力でごみ等を排出することが困難である者。 (1)高齢者:介護保険の要介護認定を受けている別表に示す一人暮らしの者 (2)障がい者:身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳の所有者で別表に示す一人暮らしの者 (3)その他:上記に準ずる世帯
1カ月平均利用者実数(2013年度)	利用件数 158 世帯 ※入院等により中断中の 17 世帯を含む

担当課(介護保険課)電話(34-6634)FAX(34-6793)

⑪住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	(○)助成制度がある ()助成制度はない ()検討中である
制度内容	(○)介護保険に上乗せして実施している
	上乗せの助成額 上限 40 万円
	利用者実数(2013年度) 470 件
	()介護保険利用者以外の助成制度がある
	対象者と、その要件
助成額	
	利用者実数(2013年度)

担当課(地域福祉課)電話(34-6984)FAX(34-6793)

⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

【見守り等の施策】

- ・ひとり暮らし高齢者等登録制度(高齢者の情報を消防署のシステムに登録)
 - ・福祉電話訪問(受託事業者からの週 1 回の電話による訪問)
 - ・緊急通報システム設置(緊急時にボタンを押すことで消防署に通報される機器を設置)
 - ・お元気ですかボランティア訪問(ボランティアが話を傾聴し、孤独感の解消と安否を確認)
 - ・軽度生活援助事業(生活援助員による家事援助、生活に関する相談等)
 - ・配食サービス(栄養バランスのとれた食事の配達とともに安否を確認)
 - ・ささえあいネット(地域に密着した事業所等が高齢者の変化に気づいたら地域包括支援センターに通報する)
- ※利用対象者となる基準はそれぞれ異なる

担当課(障がい福祉課)電話(34-6751)FAX(33-2940)

⑫高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	地域巡回バスの名称	福祉バス(ささゆりコース、石野交流館コース)
	利用料	高齢者<65 歳以上>(100)円、障がい者(50)円 一般(100)円、子ども<小学生>(50)円
	その他特記事項	満 65 歳以上の高齢者、療育手帳・精神・身体障害者手帳をお持ちの方は半額、未就学児は無料
	2013年度の運行実績	ささゆりコース:710 人、石野交流館コース:886 人
1	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である

	各対象者の要件及び助成内容
高齢者	介護認定を受けている 65 歳以上で、単身世帯又は世帯の構成者が次のいずれかに該当する方のみである在宅の方 助成額 16,000 円相当／年(1乗車あたり乗車料金の半額まで) ・介護保険の認定を受けている方(第2号被保険者含む) ・障がい者タクシー料金助成の対象者 ・満18歳未満の方
障がい者	市内に居住し、次に該当する者。1乗車あたり乗車料金の半額まで ・身体1、2級、療育A、精神1級 16,000 円相当／年 ・身体3級、療育B、精神2級 12,000 円相当／年 ・視覚4～6級、下肢4級 4,000 円相当／年
要介護認定者	高齢者に同じ
2013年度の助成実績	高齢者: 交付者数 1,264 人 実績 10,174,824 円 障がい者: 交付者数 9,260 人 実績 42,943,700 円

担当課(生涯学習課)電話(34-6660)FAX(31-5870)

⑬宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
実施事業の名称	老人憩の家管理運営補助
助成対象	運営費及び備品購入費(備品購入費:上限10万円/年(補助率50%))
助成金について	金額(運営費104,000)円 → (○)年額 ()月額 ()1回のみ
助成箇所数	186 か所

担当課(介護保険課)電話(34-6634)FAX(34-6793)

⑭介護認定者の障がい者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2013年度実績)は (190)枚

2)認定書は()毎年発行している

(○)1回発行すれば翌年以降も使える

3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2013年度()件

()認定書を送付している → 2013年度()件

(○)自動的には送付していない。

4)認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

(○)次のような方法で判断している(昨年と同様の基準)

⑮介護保険サービス利用人数について (9,393)人(平成26年3月末 現在)

⑯介護保険支給限度基準額超過者の人数について (229)人(平成26年3月サービス分現在)

⑰施設入所前健康診断費用の助成について ()助成している (○)助成していない

⑱紙おむつ、衛生用品の費用助成について (○紙おむつ)助成している ()助成していない

⑳介護保険における通院時の院内介助について (○)認めている ()認めていない

㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について ()認めている (○)認めていない

㉒新しい総合事業について

1)「多様な主体による多様なサービス」について想定されるものをご記入ください

現在、第6期介護保険事業計画において検討中

2)実施する場合の市町村(広域連合)の体制についてご記入ください(担当課、担当職員数、想定される委託先・連携先等)

3. 高齢者医療など

担当課(福祉医療課)電話(34-6743)FAX(34-6732)

①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

(☒)対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

- ・戦傷病者手帳所持の方で県の所得制限超過の方
- ・介護保険が要介護3の認定で市県民税非課税世帯の方
- ・精神科医により精神障がいと診断を受けて入院中の方(保険診療の自己負担額の1/2助成)

③2014年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 (35,662)人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (6,667)人

内 ひとり暮らし非課税者(455)人

その他の県基準を上回る市町村独自対象者(117)人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数(490)人:H25 以前 短期保険証発行人数(74)人:8/1

差し押さえ(2013年度)件数(0)件、金額(0)円

4. 子育て支援策

※2014年9月1日現在をご記入ください。

担当課(福祉医療課)電話(34-6743)FAX(34-6732)

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

小中学生の入院外を対象としている。県内受診は現物給付。県外受診は償還払い。
所得制限はなし。

担当課(学校教育課)電話(34-6661)FAX(31-9145)

②就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

(☒)入学説明会 ()入学式 ()始業式 (☒)ホームページ ()市広報
(☒)その他(PTA総会 、転入時)

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.3)倍

そのほか

1.3 倍以上であっても、民生委員の現状確認に基づいて認定している。

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

()就学援助認定基準を引き上げた → 【2013 年度 倍 → 2014 年度 倍】

(☒)何もしていない

()その他(下欄にご記入ください)

4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (2,095,000)円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (3,185,000)円

5)申請書の受付先 ()市町村窓口 (☒)学校 ()市町村窓口と学校のどちらも可

6)民生委員の証明は必要ですか ()必要である (☒)必要ない

7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2013年度	2014年度
受給者数	2,685 人	3,500 人
受給割合	7.2%	9.4%
支給額	83,250,000 円	92,036,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2014年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 (☒) 現物支給 () 償還払い () その他

9) 就学援助の項目について

- (☒) 学用品費 () 体育実技用具費 (☒) 入学準備金 (☒) 通学用品費 (☒) 通学費
 (☒) 修学旅行費 () クラブ活動費 () 生徒会費 () PTA会費 (☒) 給食費
 (☒) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) () 校外活動費(宿泊を伴うもの) () 医療費
 () 日本スポーツ振興センター掛け金 () めがね・コンタクトレンズ () 卒業記念品
 (☒) その他()

担当課(保健給食課)電話(34-6663)FAX(34-6824)

③学校給食について(2014年度)

1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。

- (☒) 食べられている () 未納者には給食支給を停止している () その他
 給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例: 就学援助をすすめるなど)

特になし

2) 給食費への自治体独自の補助などの施策 (例: 半額補助、第2子以降無料など)

準要保護世帯の児童生徒に無償で現物支給

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの 給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	75 校	2 校	校	18 校	55 校	240 円
中学校	27 校	1 校	校	5 校	21 校	270 円

担当課(子ども家庭課)電話(34-6636)FAX(32-2098)

④児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2013年度)

1) 件数(93)件 対応職員(12)人、うち専門職(10)人(家庭相談員、育児支援専門員)

2) 専門職の職種について () 児童福祉司 (☒) 社会福祉士 (☒) 臨床心理士

(☒) 保健師 () 保育士 () その他()

3) 現状に対する課題

- ・愛知県豊田加茂児童・障害者相談センターとの連携の強化
- ・市内こども園、私立幼稚園、認可外保育施設、小学校、中学校等の関係機関との連携の強化
- ・居住実態の把握できない児童への対応

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

- ・児童虐待防止教育(CAPワークショップ)、ママの子育てを支援する会の実施
- ・乳幼児健康診査、就学時健康診断の未受診家庭の調査
- ・市職員等によるオレンジボンバッチの着用、横断幕・懸垂幕の設置等による啓発活動

担当課(保育課)電話(34-6809)FAX(32-2088)

⑤保育について

1) 児童福祉法第24条1項の自治体義務を果たすために施策を具体的にご記入ください。

- ・寺部こども園移転新築事業
- ・0～2歳児の待機児童対策の推進(既存の公立こども園整備等による0～2歳児受入れ、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行支援)

2) 条例制定において、国からの基準条例案以上に定めたところをご記入ください。

- ・幼保連携型認定こども園認可基準:職員配置基準(1・2歳児:5人につき1人、3歳児:15人につき1人、4歳児:28人につき1人。経過措置有)、面積基準(0・1歳児:乳児室1人 3.3㎡以上)
- ・地域型保育事業(事業所内保育事業)認可基準:面積基準(0・1歳児:乳児室1人 3.3㎡以上)

5. 国民健康保険

担当課(国保年金課)電話(34-6637)FAX(34-6007)

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定 義	2012年度	2013年度	2014年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× (6.4)%	× (6.4)%	× (6.4)%
	資産割	固定資産税額	× (-)%	× (-)%	× (-)%
	均等割	加入者1人につき	30,300 円	31,500 円	31,500 円
	平等割	1世帯につき	26,700 円	27,900 円	27,900 円
1人当たり調定額(平均保険料)			86,709 円	89,334 円	89,309 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			17,635 円	0 円	6,629 円

※2014年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2014年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	95,500 円	178,900 円	249,000 円
	介護分	22,000 円	44,600 円	64,700 円
	後期高齢者支援分	24,200 円	51,000 円	75,700 円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	91,700 円	150,900 円	194,400 円
	後期高齢者支援分	23,800 円	46,800 円	67,300 円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	80,100 円	123,600 円	167,100 円
	後期高齢者支援分	22,100 円	42,600 円	63,100 円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

生活保護基準に基づく収入額と同額か、それ以下の低所得世帯に対して実施

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

病気、解雇等の本人の責に帰すべきでない理由により所得が激減した場合に実施(所得制限あり)

④資格証明書 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

1) 資格証明書は交付していますか。 () 交付していない (○) 交付している→(3) 世帯

2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

(○) 必ず面談している () 面談がなくても交付する場合がある () その他

3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数

世帯数(0) 世帯 内、乳幼児() 人、小学生() 人、中学生() 人、高校生世代() 人

上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数

世帯数(0) 世帯 内、乳幼児() 人、小学生() 人、中学生() 人、高校生世代() 人

4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

() 国の基準どおり実施している

(○) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

(○) 高校生世代以下の子どものいる世帯

(○) 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

- () 病弱者のいる世帯
() 次の場合は、交付対象から除外している。

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

基準の明記はないが、医師の診断書等による緊急性や納付困難な事情が把握できれば短期証に切り替え、その後納税相談を実施する。

⑤ 短期保険証 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内(711)人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人
・5カ月()人 ・6カ月(3,502)人 ・1年()人 ・その他()

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

過年度の国民健康保険税に未納がある場合

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(○) 通常の保険証と同じ

() 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど()

担当課(納税課) 電話(34-6619) FAX(31-4489)

⑥ 保険料(税)滞納者への差押えについて(2013年度)

1) 差し押さえの基準(納税相談、財産等の調査を前提に決定)

2) 分納者への対応(分納者でも財産等が新たに認められた場合は処分の対象となる)

3) 予告通知書の発行(把握していない)件

4) 差押え件数 不動産(72)件 預貯金(378)件 生命保険(27)件(内学資保険(-)件)
その他(111)件(給与 92 件・その他 19 件)

5) 競売などによる現金化 (42)件 (6,193,601)円 ※公売による件数及び金額は市税全体数

担当課(国保年金課) 電話(34-6637) FAX(34-6007)

⑦ 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2014年8月1日現在でご記入ください。

1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (0)人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (0)人

3) その他

保険証の更新案内を送付したが、受取がなく返戻 213 世帯

⑧ 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

(○) 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

(○) 設けている () 検討中である () 設けていない

3) 2013年度の減免件数 (0)件 減免金額 ()円

⑨ 高額療養費について

() 自動払いしている (○) 申請書を送付している () 通知ハガキのみ送付している

⑩ 国保運営協議会について

1) 運営協議会の公開 () 公開していない (○) 公開している

2) 運営協議会委員の公募枠 () ない (○) ある → (5)人

6. 障害者施策

担当課(障がい福祉課) 電話(34-6751) FAX(33-2940)

① 訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	443	309	28.8
重度訪問介護	6	545	331.8
行動援護	2	45	37.5
同行援護	79	65	30.5

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(908)人 最多支給時間数(80)時間 平均支給時間数(18.5)時間

③訪問系サービスの支給基準 (☐)あり ()なし

④計画相談支援の8月利用実績 (158)人

2014年度中の完全実施の見込み ()あり (☐)なし

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

⑤障害支援区分の二次判定変更率について(8月時点) (13.2)%

障害程度区分の二次判定変更率について(2013年度) (39.4)%

⑥障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について

1)介護保険適用時の障害者本人の「利用意向・状況」聴き取り調査について

()行っている ⇒(具体的に

(☐)行っていない

2)障害福祉サービス固有のものと認められるものの判断について、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」1-(2)-②-イに例示されたサービスに限定しているか。

(☐)限定している

()独自で判断している ⇒(具体的に

3)65歳間近の方の障害福祉サービス(居宅系)支給決定期間について

()65歳誕生日の前々日までを障害福祉サービス支給期間としている。

()65歳到達後数ヵ月余裕を持たせている。⇒()月

(☐)その他 ⇒(具体的に 誕生日の末日)

4)要介護認定申請が遅れた場合の対応について

()65歳到達時点ですべての障害福祉サービスを打ち切る

(☐)要介護認定申請の勧奨を行い、要介護認定結果がでるまで障害福祉サービスを支給する。

()その他 ⇒(具体的に

⑦通院時の院内介助について (☐)認めている ()認めていない

⑧入院時のヘルパー派遣について ()認めている (☐)認めていない

7. 健診事業

担当課(健康政策課)電話(34-6956)FAX(31-6320)

※2014年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類		実施方式	個別方式		集団方式		受診率
			自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診		個別・集団	0	☐ 可・ ☐ 不可		可・不可	35.2%(H25)
がん検診	胃がん	個別・集団	3,600	☐ 可・ ☐ 不可		可・不可	16.8%(H25)
	大腸がん	個別・集団	400	☐ 可・ ☐ 不可		可・不可	23.6%(H25)
	肺がん	個別・集団	1,300 2,200	☐ 可・ ☐ 不可		可・不可	20.1%(H25)
	子宮がん	個別・集団	2,000	可・ ☐ 不可		可・不可	20.8%(H25)
	乳がん	超音波	2,400	可・ ☐ 不可		可・不可	23.0%
		マンモグラフィー	2,400	可・ ☐ 不可		可・不可	(H25)
	前立腺がん	個別・集団	800	☐ 可・ ☐ 不可		可・不可	44.6%(H25)
歯周疾患		個別・集団	0	☐ 可・ ☐ 不可		可・不可	8.2%(H25)

②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について

↑ 歯周疾患 ④参照 (年齢により年1回)

(○)実施している ()実施していない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

(○)実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ (○)特定健診とは異なる
()実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

()節目年齢に限定せず毎年受けられる ()40・50・60・70歳の年に受けられる
(○)その他(20、30、40、50歳、60～70歳は年1回受けられる)

8. 任意予防接種の助成 担当課(感染症予防課)電話(34-6180)FAX(34-6929)

①助成を実施または予定している自治体のみご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 開始予定年月
成人用肺炎球菌	1. 75 歳以上 2. 65 歳以上 75 歳未満の後期高 齢者医療被保険者	3,000 円 (生活保護 受給者等 8,000 円)	医療機関に より異なる	平成 25 年 8 月
おたふくかぜ		円	円	
ロタウイルス		円	円	
B型肝炎ウイルス		円	円	

②成人用肺炎球菌ワクチン助成について、10月からの国の定期接種化では、年度ごとに5歳刻みで対象となるため、人によっては助成対象となる年度が4年後となりますが、市町村独自助成との調整はどのようにされる予定ですか。

国の制度が、ワクチンの供給不足や現場の混乱なく多くの対象者全員が確実に接種するために作られた制度であるため、定期接種開始後は、予防接種法に基づく定期の予防接種へ体制を一本化します。

【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2013年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年—月—日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年—月—日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	平成26年 6月 4日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年—月—日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	平成26年 6月 4日
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	平成26年 6月 4日
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年—月—日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年—月—日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年—月—日
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年—月—日

【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

①アンケート【1】2の①の「滞納整理マニュアル」

→添付なし

②介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)

→添付なし

③アンケート【2】1の⑮の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)

→添付なし

④アンケート【2】1の⑯の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書

→添付あり

⑤就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)

→添付なし

⑥国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2013年度)

→添付あり

⑦国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)

→添付なし

⑧アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2013年9月以降の提出分)

→添付あり

☆ご協力ありがとうございました